

參考資料



1. 東海市環境基本条例

平成17年6月30日

条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これが将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動が、市、市民及び事業者の責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に推進されることによって、持続的に発展することが可能な社会が構築されることを旨として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域における事業活動及び日常生活が環境に影響を及ぼすものであることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において市、市民及び事業者の協働・共創により、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、並びに自然環境を適正に保全し、及び創造するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品等が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として地域の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の策定等に係る指針)

第6条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の健康が保護され、並びに環境が適正に保全され、及び創造されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全され、及び創造されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、地域の特色を生かした快適な環境が創造されること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量による環境への負荷の低減が図られ、地球温暖化の防止等環境の保全及び創造に資すること。

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の方針
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、東海市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の環境の保全及び創造に関する意見を反映することができるよう努めなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共的施設の整備等の推進)

第10条 市は、環境の保全及び創造のための公共的施設の整備その他の事業を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育等)

第11条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等の充実により、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自発的な活動の促進)

第12条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う再生資源の回収活動、環境美化活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境情報の提供)

第13条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査研究、監視等)

第14条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査及び研究を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視等の体制の整備に努めるものとする。

(年次報告)

第15条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の報告書を作成し、公表しなければならない。

(国及び他の地方公共団体等との協力)

第16条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

(東海市環境審議会)

第17条 市長の諮問に応じ、環境基本計画その他環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、東海市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、環境の保全及び創造に関する重要事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員19人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 環境関係団体を代表する者
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市内に住所を有する者

5 市長は、前項の規定により市内に住所を有する者のうちから委員を委嘱しようとするときは、東海市審議会等の委員の公募に関する条例(平成16年東海市条例第11号)の定めるところにより、当該委員の公募を実施するものとする。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 第3項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 東海市環境審議会条例(平成8年東海市条例第20号)は、廃止する。

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の東海市環境審議会条例(以下「旧条例」という。)第3条第2項の規定により委嘱され、又は任命されている東海市環境審議会の委員(以下「旧委員」という。)である者は、この条例第17条第3項の規定により委嘱され、又は任命された東海市環境審議会の委員とみなし、その任期は、同条第5項の規定にかかわらず、旧委員としての委員の残任期間と同一の期間とする。

附 則(平成20年条例第10号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第6号)

この条例は、平成27年5月1日から施行する。

2. 計画策定の検討経過

日 程	会 議	内 容
平成28年 5月31日	第1回 環境基本計画推進委員会	・平成27年東海市環境基本計画成果指標の状況について ・第2次東海市環境基本計画について
平成28年 6月20日	環境基本計画推進委員会 第1回生活環境部会	・計画の柱とビジョンについて ・新計画の検討における分担について ・各施策において実施する事業について
平成28年 6月29日	環境基本計画推進委員会 第1回廃棄物・リサイクル部会	
平成28年 7月1日	環境基本計画推進委員会 第1回社会環境部会	
平成28年 7月1日	第1回環境基本計画庁内会議	・第2次東海市環境基本計画について
平成28年 7月15日	第2回環境基本計画推進委員会	・新計画における分担について ・計画の柱とビジョンについて ・施策・事業、成果指標について
平成28年 7月20日	環境基本計画推進委員会 第2回生活環境部会	・各施策において実施する事業について
平成28年 7月25日	環境基本計画推進委員会 第2回社会環境部会	
平成28年 7月28日	環境基本計画推進委員会 第2回廃棄物・リサイクル部会	・各施策において実施する事業について ・指標について
平成28年 8月8日	第1回環境審議会	・第2次東海市環境基本計画について（諮問）
平成28年 8月25日	環境基本計画推進委員会 第3回生活環境部会	・各施策において実施する事業について ・指標案について
平成28年 8月29日	環境基本計画推進委員会 第3回社会環境部会	
平成28年 9月12日	環境基本計画推進委員会 第3回廃棄物・リサイクル部会	

日 程	会 議	内 容
平成 28 年 10 月 17 日	第 2 回環境基本計画庁内会議	・ 第 2 次東海市環境基本計画素案について
平成 28 年 10 月 24 日	環境基本計画推進委員会 第 4 回生活環境部会	・ 第 2 次東海市環境基本計画素案について
平成 28 年 10 月 26 日	環境基本計画推進委員会 第 4 回社会環境部会	
平成 28 年 11 月 8 日	第 3 回環境基本計画推進委員会	・ 第 2 次東海市環境基本計画素案について ・ 東海市環境基本計画年次報告書について
平成 28 年 11 月 15 日 ） 12 月 14 日	パブリックコメント実施	・ 第 2 次東海市環境基本計画概要案について
平成 28 年 12 月 19 日	第 2 回環境審議会	・ 第 2 次東海市環境基本計画素案について
平成 29 年 1 月 18 日	第 3 回環境基本計画庁内会議	・ 第 2 次東海市環境基本計画素案について
平成 29 年 1 月 25 日	第 4 回環境基本計画推進委員会	・ 第 2 次東海市環境基本計画素案について
平成 29 年 2 月 13 日	第 3 回環境審議会	・ 第 2 次東海市環境基本計画について（答申）

3. 東海市環境審議会

3-1 東海市環境審議会規則

平成17年6月30日

規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、東海市環境基本条例(平成17年東海市条例第26号)第17条第7項の規定に基づき、東海市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会においては、会長が議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、環境経済部生活環境課において処理する。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年規則第21号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

3－2 東海市環境審議会委員名簿

役 職	氏 名	区 分
会 長	児 玉 剛 則	学識経験者
副会長	今 頭 克 仁	関係行政機関の職員
委 員	渡 邊 和 子	学識経験者
	大 橋 直 子	学識経験者
	久 野 辰 男	学識経験者
	佐 藤 雅 之	環境関係団体の代表
	秋 山 和 子	学識経験者
	井 上 衛	学識経験者
	小 島 朗	環境関係団体の代表
	持 田 和 之	環境関係団体の代表
	神 谷 晃 次	環境関係団体の代表
	浅 倉 久 子	環境関係団体の代表
	近 藤 功	環境関係団体の代表
	青 木 均	環境関係団体の代表
	堀 見 泰 資	事業者の代表
	小野木 一 夫	関係行政機関の職員
	尾 崎 弘 二	関係行政機関の職員
	森 美 紀	市内に住所を有する者
	松 谷 慶 子	市内に住所を有する者

4. 東海市環境基本計画推進委員会

4-1 東海市環境基本計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 東海市環境基本計画で示された環境ビジョンを実現するため、東海市環境基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(役割)

第2条 委員会は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 環境ビジョンを実現するための提案
- (2) 環境ビジョンを実現するための事業に関する調査、企画、実施等
- (3) 事業の推進に関する啓発

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 事業者を代表する者
- (3) NPOを代表する者

3 市長は、前項の規定により市内に住所を有する者のうちから委員を委嘱しようとするときは、東海市審議会等の委員の公募に関する条例（平成16年東海市条例第11号）の規定に基づき、当該委員の公募を実施するものとする。

4 委員会に委員長及び3人の副委員長を置き、委員の互選により定める。

5 委員長は、会務を総理する。

6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長のうちからあらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱のあった日から2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 市長は、特別な理由があるときは、委員の任期中であっても解職することができる。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

2 会議においては、委員長が議長となる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 委員会の所掌する事項の分野ごとの提案等を行うため、委員会に次の部会を置く。

- (1) 社会環境部会
- (2) 生活環境部会
- (3) 廃棄物・リサイクル部会

2 部会に部会長を置き、第3条第4項に規定する副委員長が部会長となる。

3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(運営)

第7条 委員会は、自主運営を基本とし、市は必要に応じて支援する。

2 委員会には、運営に関し助言を行う者を置くことができる。

(負担)

第8条 市は、委員会の運営に必要な経費を予算の範囲内において負担する。

(庶務)

第9条 委員会の市における庶務は、環境経済部生活環境課において処理する。

2 社会環境部会及び生活環境部会の市における庶務は環境経済部生活環境課において、廃棄物・リサイクル部会の市における庶務は清掃センターにおいて処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月27日から施行する。

2 この要綱の施行の際、最初に委嘱する委員の任期については、第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

4－2 東海市環境基本計画推進委員会委員名簿

() は旧委員

役 職	氏 名	部会	推 薦 母 体
委員長	早 川 宏 司	社会環境	企業、事業者の代表
副委員長	山 本 隆 明	社会環境 (部会長)	企業、事業者の代表
	倉 橋 和 宏	生活環境 (部会長)	企業、事業者の代表
	深 谷 保	廃棄物・リサイクル (部会長)	企業、事業者の代表
委 員	河 合 勲	廃棄物・リサイクル	企業、事業者の代表
	小 島 知恵子	廃棄物・リサイクル	環境関係団体の代表
	秋 山 和 子	社会環境	環境関係団体の代表
	南 川 陸 夫	生活環境	環境関係団体の代表
	(平 松 俊 彦)	生活環境	環境関係団体の代表
	斉 藤 博	生活環境	環境関係団体の代表
	森 岡 良 枝	廃棄物・リサイクル	環境関係団体の代表
	毛 利 まり子	廃棄物・リサイクル	市内に住所を有する者
	寺 島 賀 子	社会環境	市内に住所を有する者
	吉 鶴 弥 生	生活環境	市内に住所を有する者
	平 松 浩 子	社会環境	市内に住所を有する者
	追 分 僚 子	生活環境	市内に住所を有する者
アドバイザー	千 頭 聡	—	日本福祉大学教授

5. 東海市環境基本計画庁内会議

(1) 東海市環境基本計画庁内会議設置要綱

(設置)

第1条 東海市環境基本計画で示された環境ビジョンを実現するため、東海市環境基本計画庁内会議（以下「庁内会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 庁内会議は、会長、副会長及び17人以内の委員をもって組織する。

(会長及び副会長の職務)

第3条 会長は、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 庁内会議は、会長が必要と認めるときに招集する。

2 庁内会議においては、会長が議長となる。

3 庁内会議は、議事に関係のある課等の長その他の職員を会議に出席させて意見を聴取し、又は資料の提出等必要な指示をすることができる。

(庶務)

第5条 庁内会議の庶務は、環境経済部生活環境課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

5－2 東海市環境基本計画庁内会議委員名簿

役 職	氏 名	職 名
会 長	沢 田 稔 幸	環境経済部長
副 会 長	荒 谷 幸 司	環境経済部次長 兼生活環境課長
	小 島 康 弘	清掃センター所長 兼清掃センター課長
委 員	熊 谷 和 彦	交通防犯課長
	小笠原 孝 市	市民協働課長
	中 村 哲 也	検査管財課長
	内 山 貴 裕	財政課長
	小 島 久 和	企画政策課長
	橘 洋 子	幼児保育課長
	高 津 和 久	農務課長
	鈴 木 俊 毅	商工労政課長
	伊 藤 彰 浩	都市政策監 兼都市整備課長
	早 川 明 徳	都市建設部次長 兼花と緑の推進課長
	大 西 彰	土木課長
	歌 丸 俊 明	水道部次長 兼下水道課長
	小笠原 尚 一	学校教育課長
	津 田 誠一郎	中心街整備課長

6. 用語解説

●アダプトプログラム

市民、NPO等が道路や公園などの公共施設の里親になり、ボランティアで美化活動や管理を行う制度。東海市では公共施設の花壇等を対象に平成16年度から実施している。

●エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。

●エコドライブ

不要なアイドリングをしない、急な発進・加速・減速をしない、無駄な荷物を積まない等の心がけにより、消費燃料を節約し、大気汚染物質や温室効果ガスの排出を削減する運転方法。

●エコモビリティライフ

環境（エコロジー）の「エコ」、移動の「モビリティ」、生活の「ライフ」をつなげたことばで、クルマ（自家用車）と電車・バス等の公共交通、自転車、徒歩などをかしこく使い分けて、環境にやさしい交通手段を利用するライフスタイル。

●外来種

もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物。生態系に重大な影響を与えることがあり、環境問題のひとつとして扱われる。

●環境浄化微生物

愛媛県産業技術研究所（旧愛媛県工業技術センター）が汚泥の削減と水質改善を目指して開発したもので、砂糖・ヨーグルト・納豆・ドライイースト・水道水を混ぜ合わせて温めて（発酵させて）作ったもの。東海市では平成21年から無料配布している。

●環境リスク

化学物質などによる環境汚染が、人の健康や生態系に好ましくない影響を与えるおそれのこと。そのリスクは、「有害性」と「暴露量」で評価され、たとえば、有害性が相当大きなものでもその暴露する量がほとんどなければリスクは小さいと評価される。

●クールシェア・ウォームシェア

涼しい場所・暖かい場所をみんなで分かち合うことで、地域全体としてのエネルギー消費を減らそう、という取り組み。

●3R（スリーアール）

廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）という資源循環において重要な取り組みである3つのRを指す用語。

●3010（サンマルイチマル）運動

3010 運動は、宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーン。＜乾杯後 30 分間＞は席を立たずに料理を楽しみましょう、＜お開き 10 分前＞になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょうと呼びかけて、食品ロスを削減する運動。

●微小粒子状物質（PM2.5）

Particulate Matter の略。大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子以下の粒子状物質。 $2.5\mu\text{m}$ は髪の毛の太さの 30 分の 1 程度、花粉より小さい大きさである。

●再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存在する熱、バイオマスなどエネルギー源として持続的に利用することができると認められるもののこと。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない。

●生態系ネットワーク

保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、生息生育空間のつながりや適切な配置を考慮した上で、これらを有機的につないだネットワーク。エコロジカル・ネットワークともいう。

●生物多様性

生き物たちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つのレベルで多様性があるとしている。

●燃料電池

水素と酸素の化学反応（水の電気分解の逆反応）により、電力と熱を発生させる技術。発電の際、発生するものは水のみであり、二酸化炭素は発生しない。また燃料電池自体には駆動する部分がないため、騒音・振動等もなく、きわめて環境に良い発電であるが、水素が必要であり、多くの場合、天然ガスの改質により水素を製造する。

●ばいじん

工場・事業場から発生する粒子状物質のうち、燃料その他の物の燃焼等に伴い発生する物質。

●ヒートアイランド現象

都市部において、高密度にエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているために水分の蒸発による気温の低下が妨げられて、郊外部よりも気温が高くなっている現象をいう。等温線を描くと、都市中心部を中心にして島のように見えるためにヒートアイランドという名称が付けられている。

●ビオトープ

本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉。特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。

●浮遊粒子状物質 (SPM)

Suspended Particulate Matter の略。大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ の粒子以下の粒子状物質。発生源は、工場、交通機関、家庭等人為的なもののほか、土壌の舞い上がりや火山活動等自然的なものがある。

●光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物 (NO_x) や炭化水素類 (HC) が、紫外線を受けて光化学反応を起こし二次的に生成される酸化性物質。光化学大気汚染 (いわゆる光化学スモッグ) の原因物質とされる。その発生は、気温、風向、風速、日射量などの気象条件に大きく左右され、主に夏季に高濃度となりやすい。

●フロン

フルオロカーボン (フッ素と炭素の化合物) の総称。フロン回収・破壊法では、CFC (クロロフルオロカーボン)、HCFC (ハイドロクロロフルオロカーボン)、HFC (ハイドロフルオロカーボン) をフロン類と呼んで規制している。化学的に極めて安定した性質で扱いやすく、人体に毒性が小さいといった性質を有しているが、オゾン層の破壊や地球温暖化といった地球環境への影響が明らかにされ、より影響の小さなフロンや他の物質への代替が、可能な分野から進められている。

●プレーパーク

「けがと弁当は自分もち」の理念のもと、子どもたちが自分の好奇心を追求し創意工夫を重ねながら、自由にのびのびと遊べる冒険遊び場。子どもの遊びをサポートしたり、相談にのったりするプレーリーダーが常駐して、自然を活かした手作りのアスレチックや工作などで楽しむことができる。

●BOD (ビーオーディー)

Biochemical Oxygen Demand の略。溶存酸素の存在のもとで、水中の有機物質が好気性微生物により、生物化学的酸化分解され安定化する際に 20°C で 5 日間に消費される酸素量を mg/l で表したものの。河川などに放流された排水中の有機物は、水中の微生物により酸化分解され、炭酸ガス、水、アンモニアなどになる。その際水中の溶存酸素が消費されるので数値が高いと、有機物質濃度が高く汚染されていることを示す。

●EM 処理剤

EM とは、Effective Microorganisms (有用微生物群) の頭文字をとった用語。EM を米ぬか・もみ殻・糖蜜と一緒に混ぜ合わせて作ったものが EM 処理剤で、生ごみと混ぜ発酵させると生ごみ堆肥になり、生ごみの減量を図ることができる。

●ESD (イーエスディー)

Education for Sustainable Development の略で「持続可能な開発のための教育」と訳されている。環境、貧困、人権、平和、開発などの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む (think globally, act locally) ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動であり、つまり持続可能な社会づくりの担い手を育む教育である。

7. 成果指標算出方法

成果指標		算出方法	現状値 (平成27年度)	めざそう値 (平成35年度) 又はめざす方向性
環境の柱1 環境教育				
1	エコスクールの参加者数	1年間のエコスクールの参加者数（事務局、保育園、公募及び関連講座分）	1,094人/年	↗
2	生活情報アプリの累計ダウンロード数	1年間の生活情報アプリのダウンロード数	—	↗
環境の柱2 環境対策				
3	大気汚染などにより、日常生活に支障があると感じている人の割合	市民アンケートで「はい」と回答した人の数/アンケート回答総数×100	50.2%	40%
4-1	降下ばいじんの量（市内平均）	市内10箇所ですべて毎月測定した数値の各測定地1年間の平均値の合計/10箇所	3.5t/km ² ・月	3.3t/km ² ・月
4-2	降下ばいじんの量（北部平均）	市内北部地域5箇所（一番畑保育園、名和児童館、名和町吹付、名和東児童館、上野中学校）で毎月測定した数値の各測定地1年間の平均値の合計/5箇所	2.6t/km ² ・月	2.5t/km ² ・月
4-3	降下ばいじんの量（南部平均）	市内南部地域5箇所（ソラト太田川、文化センター、養父児童館、横須賀中学校、三ツ池保育園）で毎月測定した数値の各測定地1年間の平均値の合計/5箇所	4.3t/km ² ・月	4.0t/km ² ・月
5	環境騒音基準値の適合率	環境騒音測定地点（市内6箇所）×2区分（昼間・夜間）で計12測定値が環境基準に適合している割合	80.0%	↗
6	自動車交通騒音基準値の適合率	自動車交通騒音測定地点（市内5箇所）×2区分（昼間・夜間）で計10測定値が要請限度を超えない割合	90.0%	↗
7	市内の川の水がきれいであると感じている人の割合	市民アンケートで「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の数/アンケート回答総数×100	30.5%	30.9%
8	土留木川のBOD濃度	BOD濃度の1年間の平均値（土留木川 竜ノ脇交差点）	20.0mg/ℓ	↘
9	大田川のBOD濃度	BOD濃度の1年間の平均値（大田川 大宮橋）	2.0mg/ℓ	↘

成果指標		算出方法	現状値 (平成27年度)	めざそう値 (平成35年度) 又はめざす方向性
環境の柱3 環境保全・再生・創造				
10	太陽光発電システムの累計設置件数	中部電力株式会社と売買契約を締結している契約数の累計	2,933 件	↗
11	らんらんバスの年間利用者数	1 年間のらんらんバスの利用者数	337,261 人/年	↗
12	地域内にごみのポイ捨てが目立つと感じている人の割合	市民アンケートで「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の数/アンケート回答総数×100	51.4%	50%
13	地域の清掃活動に参加した人数	この1年間で環境月間及び環境衛生月間の清掃活動に参加した企業・事業所、コミュニティ、町内会・自治会、子ども会、母親クラブなどの合計人数	14,288 人/年	↗
14	地域の清掃活動に参加した延べ団体数	この1年間で環境月間及び環境衛生月間の清掃活動に参加した企業・事業所、コミュニティ、町内会・自治会、子ども会、母親クラブなどの合計団体数	81 団体	↗
15	花や緑が充実していると思う人の割合	市民アンケートで「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の数/アンケート回答総数×100	74.2%	78%
16	東海市の面積に対する都市公園面積の割合	市内の都市公園面積/東海市の面積×100	2.8%	↗
環境の柱4 循環型社会				
17	ごみ減量、リサイクルを心がけている人の割合	市民アンケートで「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の数/アンケート回答総数×100	88.8%	95%
18	市民一人当たりのごみの総量	【1年間のごみ（家庭系・事業系（可燃物＋不燃物））の清掃センターへの総搬入量＋分別収集・資源集団回収・ごみ集積場で回収した1年間の資源回収量＋市で把握している民間で回収した1年間の資源回収量】/年間日数/人口	950g/（人・日）	900g/（人・日）
19	市民一人当たりの家庭系ごみの排出量	1年間の家庭ごみ（可燃物＋不燃物）の清掃センターへの総搬入量/年間日数/人口	526g/（人・日）	↘
20	事業系ごみの総排出量	1年間の事業系可燃ごみの総重量＋事業系不燃ごみの総重量	9,821.86t	↘
21	プラスチック製容器包装の不適合混合率	1年間に回収したプラスチック製容器包装の不適合物の混入割合。 プラスチック製容器包装に含まれる不適合物の総重量/プラスチック製容器包装収集量の総重量	8.0%	↘